

固定価格買取制度(FIT) 見直しのポイント

(見直しの目的)

エネルギー・ミックスにおける2030年の再生可能エネルギーの導入水準(22-24%)の達成のため、固定価格買取制度等の見直しが必要

エネルギー・ミックスを踏まえた
電源間でバランスの取れた導入を促進
(FIT認定量の約9割が事業用太陽光)

国民負担の抑制のため
コスト効率的な導入を促進
(買取費用が約1.8兆円に到達)

※ミックスでは2030年に3.7~4兆円の見通し

電力システム改革の成果を活かした
効率的な電力の取引・流通を実現
(一昨年、九州電力等で接続保留問題が発生)

再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立

[見直しのポイント]

1. 太陽光の未稼働案件※への対応 (新認定制度の創設)

- ◎発電事業の実施可能性(例えは、系統への接続契約締結を要件化)を確認した上で認定する新たな制度を創設。
- ◎既存の認定案件は、原則として新制度での認定の取得を求める(発電開始済等の案件については経過措置を設ける)。

※認定済未稼働案件数:H24~25年度認定案件で約36万件

3. (1) コスト効率的な導入

- ◎中長期的な買取価格の目標を設定し、予見可能性を高める。
- ◎事業用太陽光は入札制を導入(大規模案件から実施)。
- ◎住宅用太陽光や風力は、数年先の認定案件の買取価格まで予め示し、価格低減のスケジュールを示す。
- ◎賦課金8割減免は、電力多消費事業の省エネの取組の確認、国際競争力強化の制度趣旨の徹底や、省エネの取組状況等に応じた減免率の設定を可能とする。

3. (2) 地熱等のリードタイムの長い電源の導入拡大

- ◎リードタイムの長い電源(地熱・中小水力等)は、数年先の認定案件の買取価格まで予め示し、参入を促す。

4. 電力システム改革を活かした導入拡大

- ◎FIT電気の買取義務者を小売事業者から送配電事業者に変更することで、より多くの再生可能エネルギーの導入を可能とする(広域運用等)。
- ◎市場経由以外にも、小売への直接引渡しも可能とする。

※電気事業法においてもFIT法での送配電事業者への買取義務導入に対応し行為規制等の所要の改正を行う。